

大学院教育に係る情報公開

1. 「三つの方針」

2020/4/1

大学院 現代文化専攻

卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

現代文化専攻では、所定の単位を修め、最終試験に合格することによって、以下に掲げる知識や能力を身に付けた学生に修了を認定し、修士（文学又は学術）の学位を授与します。

- 1 現代文化専攻のいずれかの研究領域に関する高度な専門的知識・技能を身に付けている。
- 2 自ら設定した研究課題に対する修士の学位にふさわしい研究を行う能力を身に付けている。
- 3 知識基盤社会の発展に貢献できる実践力を身に付けている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

現代文化専攻では、現代文化への専門的識見をもって知識基盤社会の発展に貢献できる人を養成するため、次の3つの研究領域により構成し、カリキュラムを編成しています。

- 1 日本の言語文化への専門的識見を養成するため、日本語・日本文学を中心とした日本の言語文化を幅広く学修する日本語文化研究の領域
- 2 欧米の言語文化への専門的識見と実践的能力養成のため、欧米の言語・文学さらに言語教育学や第二言語としての日本語教育学を学修する国際言語文化研究の領域
- 3 高度情報化社会と情報メディアへの専門的識見を養成するため、マスコミュニケーションを中心とした情報の発信と表現のあり方や情報管理、セキュリティ等について学修する情報メディア研究の領域

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

現代文化専攻は、次のような人を求めています。

- 1 現代文化専攻の日本語文化・国際言語文化・情報メディアの各研究領域に関心を持ち、いずれかの研究領域において自ら設定した研究課題を探究する意欲を持つとともに、修得した専門的知識・技能をもって知識基盤社会の発展に貢献することを目指す人
- 2 現代文化専攻のいずれかの研究領域において学士課程修了相当の知識・技能を有する人

大学院 臨床心理学専攻

卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

臨床心理学専攻では、所定の単位を修め、最終試験に合格することによって、以下に掲げる能力を身に付けた学生に修了を認定し、修士（文学又は学術）の学位を授与します。

- 1 公認心理師の職責を理解し、関係者と協働しながら支援等を実践する能力を身に付けている。
- 2 心理査定、心理面接を行う高度な専門的知識と技能を身に付けている。
- 3 心理学の高度な専門的知識と技術をもって地域社会に貢献する能力を身に付けている。
- 4 心理学についての研究を行う能力を身に付けている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

臨床心理学専攻では、ディプロマ・ポリシーに基づき、次に掲げる知識、能力を身に付けることを意図したカリキュラムを編成しています。

- 1 心理学についての高度な専門的知識を深めるために、保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働領域の科目を構成しています。
- 2 心理査定、心理面接を行う技能を高めるための臨床心理に関する講義・演習・実習を構成しています。
- 3 心理学についての研究を行う能力を高めるために研究法に関する講義、演習を構成しています。
- 4 人間関係を中心とする心理的諸問題を理解し、それらの健康的改善を支援する能力を高めるために心理実践実習を構成しています。
- 5 専門的知識、技法を生かして地域に貢献する能力を高めるために地域支援や健康教育に関する科目を構成しています。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

臨床心理学専攻が求める学生は、心理学の幅広い知識を生かして、公認心理師の資格を有する専門家として、よりよい地域社会づくりに広く貢献しようとする熱意を持った人です。臨床心理学専攻は、次のような人を求めています。

- 1 大学で公認心理師に必要な科目を修め、心理学全般にわたる専門的知識をもつ人
- 2 豊かな共感性に裏付けられた援助的コミュニケーション能力をもつ人
- 3 心理学に関する高い専門性と技能を習得し、公認心理師の資格を取得して、地域社会に貢献しようとする人
- 4 心理学についての研究を行う意欲をもつ人

2. 学位論文に係る評価に当たっての基準

(1) 学位規程

比治山大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、比治山大学学則及び比治山大学大学院学則の規定に基づき、比治山大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位及びその種類は、次のとおりとする。

- (1) 学士（文学，心理学，教育学又は栄養学）
- (2) 修士（文学又は学術）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に対し授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の課程を修了した者に対し授与する。

(修士論文等の提出)

第4条 本学大学院において、所定の単位を修得した者は、修士の学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出することができる。

2 前項の所定の単位は、各専攻において定める。

3 修士論文等は、指導教員を経て、学長に提出するものとする。

(審査委員)

第5条 学長は、前条の規定により修士論文等が提出されたときは、研究科委員会において当該修士論文等に関連のある授業科目を担当する者のうちから3名以上の審査委員（内1名は主査）を選出する。

2 学長が必要と認めたときは、前項に定める審査委員以外の者を審査委員に加えることができる。

3 審査委員は、修士論文等の審査及び最終試験に関する事項を行うものとする。

(修士論文等の審査基準)

第6条 修士論文等は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高い専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すものでなければならない。

(最終試験)

第7条 審査委員は、修士論文等の内容及びこれに関連ある専攻分野の科目について、筆記又は口頭により最終試験を行うものとする。

(審査期間)

第8条 修士論文等の審査及び最終試験は、提出者の在学期間中に終了するものとする。

(審査結果の報告)

第9条 審査委員は、修士論文等の審査及び最終試験を終了したときは、直ちに修士論文等の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第10条 研究科委員会は、学長が修士の学位の授与を決定するに当たり、前条の報告に基づいて意見を述べる。

2 研究科委員会委員は3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上が賛成した意見をもって研究科委員会の意見とする。

(学位の授与)

第11条 学長は、修士の学位の授与を決定した者に学位記を授与する。

2 修士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位授与の取消し)

第12条 本学において修士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、研究科委員会の意見を聴いて修士の学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士の学位を受けた事実が判明したとき
- (2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき

- 2 研究科委員会委員は3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上が賛成した意見をもって研究科委員会の意見とする。

(学位記の様式)

第13条 学位記の様式は、別記様式第1号及び第2号のとおりとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年4月1日制定の比治山大学学位規程は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度前の入学生については、第2条の改正規定は適用しない。

附 則 (平成17年10月20日改正)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年度前の入学生については、第2条及び別記様式第1号の改正規定は、適用しない。

附 則 (平成21年3月24日改正)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度前の入学生については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年12月16日改正)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度前の入学生については、改正後の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年2月7日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月10日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 学位論文に係る評価に当たっての基準

比治山大学大学院修士論文等評価基準

この基準は、比治山大学学位規程第14条の規定に基づき、比治山大学大学院の修士論文等に係る評価に当たっての基準を以下のとおり定める。

- 1 明確な課題意識に基づき、研究の意義や必要性が的確に説明されていること。
- 2 研究の目的に照らして、適切な研究方法や資料・データが用いられていること。
- 3 当該分野の先行研究に関する的確な理解に基づき、研究動向の中への位置付けが適切になされていること。
- 4 分析・考察から結論までの論旨が明確で一貫しており、研究目的に対応した結論が導かれていること。
- 5 学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されていること。
- 6 学術的な独創性や重要性があり、社会的要請に応える可能性を有すること。
- 7 研究倫理の面に関する配慮が適切になされていること。

附 則 (令和2年3月23日制定)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

3. 経済的負担の軽減のための措置等に関する情報

(1) 授業料，入学金その他の大学院が徴収する費用

- ・ 入学検定料 30,000 円
- ・ 入学金 230,000 円
- ・ 授業料等納入金
 - 授業料 現代文化専攻 前期 315,000 円 後期 315,000 円
 - 臨床心理学専攻 前期 325,000 円 後期 325,000 円
 - 入学手続時納入金 保険料 2,430 円

(2) 修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報（当該大学院独自の奨学金，他機関の奨学金及び学内業務に補助的に従事させ給料を与える取組等の経済的支援のメニューやその条件，金額等）

- ・ 当該大学院独自の奨学金、他機関の奨学金
 - 比治山大学奨学生
- ・ 学内業務に補助的に従事させ給料を与える取組等の経済的支援のメニューやその条件，金額等
 - ティーチング・アシスタント

比治山大学大学院現代文化研究科ティーチング・アシスタント実施要項

(趣旨)

第1 この要項は，比治山大学大学院現代文化研究科（以下「研究科」という。）の優秀な学生に対し，教育的配慮の下に教育を補助させる場合の取扱いについて，必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2 第1に規定する教育の補助を行なう大学院学生の名前は，ティーチング・アシスタントとする。

(職務)

第3 ティーチング・アシスタントは，比治山大学及び比治山大学短期大学部（以下「学部等」という。）における実験，実習，演習等の授業において，担当教員の指示に基づき，教育補助業務（以下「教育補助業務」という。）を行う。

(身分)

第4 ティーチング・アシスタントは，当該授業科目を担当する教員の属する学部等の臨時職員とし，学長が任命する。

(任期)

第5 ティーチング・アシスタントの任期は，1会計年度を超えないものとする。ただし，1会計年度を限って更新することができる。

(勤務時間)

第6 ティーチング・アシスタントの勤務時間は，教育補助業務を行う授業科目の授業時間及び教育補助業務に関する打合せ等を行なう時間とし，1日の勤務時間は6時間を超えないものとする。

(服務)

第7 研究科の長及び学部等の長は、ティーチング・アシスタントの勤務日及び勤務時間を決定するに当たっては、当該学生の研究指導、授業等に支障が生じないよう配慮しなければならない。

(選考基準)

第8 ティーチング・アシスタントの選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 学業成績が優秀で、かつ、日常における研究態度が良好な者
- (2) 授業等の内容を十分理解し、ティーチング・アシスタントとしてふさわしい者

(選考方法)

第9 ティーチング・アシスタントは、研究科の各専攻が当該専攻に所属する学生のうちから推薦した者について、研究科の長が選考する。

2 研究科の長は、選考されたティーチング・アシスタントを学部等の長へ通知するものとする。

(給料)

第10 ティーチング・アシスタントの給料は、別に定める。

(事故防止)

第11 担当教員は、ティーチング・アシスタントに教育補助業務を行わせるに当たっては、事前における当該業務に関する適切なオリエンテーションを行うなど、その円滑な遂行、事故の防止に努めるものとする。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月6日改正)

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月7日改正)

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日改正)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

(第10 関係)

学校法人比治山学園臨時職員就業規則 (大学等の部)

第29条 臨時職員の基本給は、別表第1に掲げる額とする。

区 分	時 間 給
本学大学院生が随時臨時職員として雇用される者及びティーチング・アシスタント	1, 0 5 0 円